

【居宅介護支援の指定までの流れについて】

居宅介護支援事業を行うには、事業所ごとに所在市町村の指定を受ける必要があります。
指定申請にあたっては、下記の流れを参考に手続きを行ってください。

1. 指定申請の流れ・スケジュール

	実施項目	期 日	説 明
事業所の手続き	事前相談 ↓ 申請準備 ↓ 申請書類の作成	随時受付 ※必ず事前に電話連絡の上、相談日時を予約してください。 来庁の際は、あらかじめ記載した事前相談票を持参してください。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅介護支援の指定を受けるためには、申請者の要件（法人格の取得、事業目的の明確化等）のほか、長岡市の条例で定める人員や設備、運営に関する基準等を満たしていなければなりません。 ○ 従って、<u>指定申請に当たっては、事前に、必要な手続きや人員の手配、申請書類の作成など、様々な準備を行う必要があります。</u> ○ 準備内容のご説明やご相談は随時、お受けしています。なるべく早い段階からご連絡ください。 ※ 概ね指定予定日の<u>3か月前</u>を目安にご相談ください。
	意向申出書の提出	事前相談後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前相談後、指定に係る「意向申出書」を提出してください。 ※ 提出方法はメール、FAX、郵送、持参のいずれも可。
	指定手数料の納付	納入通知書の発行日から15日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「意向申出書」の内容を介護保険課で確認後、事業所に対して納入通知書（納付書）を発送しますので、金融機関で手数料を納付してください。 ※1 納入通知書の期限切れに注意してください。 ※2 申請書類提出後、指定申請を取りやめる場合や、審査の結果、指定ができない場合であっても<u>手数料は返還できません</u>のでご注意ください。
	申請書類の提出	手数料の納付後 指定予定日の2か月前まで 例) 4月1日指定の場合 →2月1日までに提出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手数料の納付後、領収書の写しを添えて、<u>指定を受けようとする日の2か月前までに指定申請書類を提出してください。</u> ○ 提出の際は、申請者控えとして申請書類一式の写しを必ず保管してください。 ○ 指定申請は、同一法人であっても、<u>事業所ごと</u>に行う必要があります。
介護保険課の手続き	書類審査		<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請内容が指定基準等を満たしているか確認するため、書類審査を行います。
	指 定	原則、毎月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、<u>毎月1日付けで指定</u>します。 ○ 指定決定がなされた時点で、電話やFAX等でご連絡の上、指定通知書を郵送します。 ○ <u>指定の有効期間は6年間</u>です。当該有効期間を更新するには、<u>更新申請が必要</u>となります。
	公 示 ・ 情報提供	指定後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定事業者名、事業所名、所在地、サービスの種類等を公示し、併せて長岡市ホームページに掲載します。 ○ 新潟県介護保険事業者台帳へ事業者情報を登録し、新潟県国民健康保険団体連合会へ情報提供します。
	現地確認	指定月から概ね3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定後の状況が申請内容と合致しているか確認するため、<u>現地確認</u>を行います。（指定事業所に対し、別途通知します。）

2. 指定の要件

介護保険法上の指定事業者となるためには、事業所ごとに以下の要件を満たしている必要があります。

- ① 原則として申請者が「法人」であり、定款等で当該事業実施の旨が明確であること。
- ② 長岡市条例で定める「人員基準」を満たしていること。
- ③ 長岡市条例で定める「運営基準」に従って、適正な事業運営ができること。
- ④ 申請者やその役員等が、介護保険法上の欠格事由に該当しない者であること。

従って、指定申請では、上記要件を満たしていることが分かる書類等を提出いただき、これらについて書類審査及び現地確認等を行うこととなります。なお、「人員基準」や「運営基準」の詳細については、関係法令等をご確認ください。

3. 指定手数料

指定申請にあたっては、長岡市手数料条例（平成 12 年長岡市条例第 3 号）に基づき、下記の指定手数料が必要となります。

意向申出書を確認後、納入通知書を発送しますので、最寄りの金融機関で納付してください。

手数料の名称	手数料の額
指定居宅介護支援事業者指定手数料	24,700円

4. 指定申請に関する問い合わせ・書類提出先

長岡市福祉保健部 介護保険課 介護事業推進係
〒940-8501

新潟県長岡市大手通 1 丁目 4 番地 10

電話：0258-39-2245（直通）

F A X：0258-39-2278

E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp